

全国障害者スポーツ大会岐阜県代表選手強化事業費交付要綱

(目 的)

第1条 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（以下「本会」という。）は、全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）岐阜県代表選手が、強化練習及び強化合宿等を行うことにより、本大会に向けて選手間の交流を深めるとともに競技力の向上を図るため、全国障害者スポーツ大会岐阜県代表選手強化事業費（以下「全スポ強化費」という。）を交付するものとする。

（全スポ強化費対象競技）

第2条 交付対象となる競技は、次のとおりとする。

(1) 個人競技

陸上、水泳、アーチェリー、卓球（S T T含む）、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ

(2) 団体競技

北信越・東海ブロック予選会を勝ち抜き、本大会への出場権を獲た競技チーム（補助対象経費等）

第3条 対象となる経費は別表のとおりとする。

2 今事業の実施に係る経費であっても、別表に示す以外は補助対象とならない。

（全スポ強化費の交付申請）

第4条 全スポ強化費交付申請書（第1号様式）に、その他関係書類を添えて、原則事業開始前までに本会会長（以下「会長」という。）宛に提出しなければならない。

2 交付申請は、全スポ岐阜県選手団の各競技役員（以下「代表者」という。）が行うものとする。

（全スポ強化費の交付）

第5条 会長は、交付申請書の内容を精査し、適正であると認めたものについて、概算払いの方法により、申請後2週間を目途に指定された口座へ振り込むものとする。

（事業実施期間）

第6条 事業の実施は、当該年度の代表選手決定から本大会派遣までの期間とする。

（状況報告）

第7条 代表者は、会長が必要と認めた場合にはその指示に従い、事業遂行状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 代表者は、事業終了後1ヶ月以内に事業実績報告書（第2号様式）を会長宛に提出しなければならない。

（全スポ強化費の額の確定）

第9条 会長は、前条の事業実績報告書を精査し、全スポ強化費の額の確定を行い、代表者宛に通知するものとする。

2 代表者は、前項の確定額が交付額を下回ったときは、その差額について速やかに会長の指定した口座へ振り込むものとする。

3 前項の確定額が交付額を上回ったときは、代表者の責任において補填するものとし、予算の追加措置は行わない。

別表 1 (第 3 条関係)

科 目	対 象 科 目 の 使 途	経費の額
旅費	・旅 費 強化練習等に係る指導者等の旅費	別表 2・別紙
交通費	・交 通 費 遠征等の移動に係る選手、指導者の公共交通料金又はバス借上代等	別表 2・別紙
	・宿 泊 費 遠征等に係る選手、指導者の宿泊費	別表 2
需用費	・消耗品費 ボール・ラインテープ・ネット、記録用紙等各競技関係用品 事務用品等の消耗品及び医薬品等	実 費
	・飲 料 代 水分補給用飲料	実 費
	・参 加 費 大会等の出場に係る費用	実 費
役務費	・保 険 料 選手、指導者に係る傷害保険料	実 費
	・通 信 費 連絡用はがき及び切手等	実 費
使用料	・会場借上 競技場（練習会場等）賃借料	実 費
	・駐 車 場 指導者の駐車料金	実 費

別表 2 (第 3 条関係)

科 目	詳 細
旅費 交通費	・旅 費 ※出発地（所属先又は自宅等）から練習会場等までの距離×37円×往復分で積算（指導者のみ）。 （移動距離が片道で概ね60kmを超える場合は、高速道路の利用料金分を実費支給）
	・交 通 費 ※公共交通機関を利用した場合は集合場所から現地最寄り駅までの利用分を実費支給。 （ただし、タクシーの利用は対象としない） ※自家用車で移動した場合は、指導者等の旅費に準ずる。 ※バス等を借上げ、100,001円を超える場合については、2社以上の見積りを取り業者を選定すること。
	・宿 泊 費 ※1人あたり1泊2食（諸税・サ込み）9,800円以内とする。 これを超える場合は自己負担とする。但し、障がい程度により、これにより難しい場合はこの限りとしない。

注意事項

- 1 実施回数は、強化練習 4 回、遠征又は合宿等を 1 回以上行うものとするが、費用の範囲内であればこの限りでない。
- 2 事業を行う際は、参加者全員を対象とした保険に必ず加入すること。
- 3 会長が必要と認めた場合を除き、競技（チーム）単位で行う以外の個別練習については費用の対象としない。
- 4 領収証の宛名は「一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会」とすること。
- 5 領収証については、署名・捺印が必ずなされていること。また、用途が明確に分かるよう但し書き等の記載があること。不明瞭なものについては認められない。
- 6 予算（科目間）の流用は認めるものとする。

○旅費の算出方法について

交通費の補助対象は、起算地（自宅又は所属先）から練習会場（目的地）までの往復分のみとします。

1 公共交通機関の場合

最寄り（集合）駅～目的地最寄り駅＋バスの往復

- ・算出根拠：乗換案内等により検索したルート
 - ・提出書類：ルート検索した資料
- ※原則、タクシーは対象としない

2 陸路の場合

出発地（所属先又は自宅）～練習会場

- ・算出根拠：キロ程表（別表）
- ※出発地は、所属先又は自宅に限る
- ※移動距離が片道2km以下の場合は旅費の支給なし
- ※高速道路を利用する場合は片道60kmを越える場合のみ
- ※移動区間が同一市町村内の場合はルート検索で算出

<距離の計算方法>

- ・ $\text{片道距離} \times \text{往復} = \text{往復距離}$ （小数点以下切捨て） $\times 37$ 円

例) $10.6\text{km} \times \text{往復} = 21.2\text{km} \rightarrow 21\text{km} \times 37\text{円} = 777\text{円}$

- ・提出書類：出発地及び練習場所の住所（市町村名のみ）がわかるもの
- ※同一市町村内の場合は検索データ
- ※高速利用の場合は領収証又はETC利用証明書等の写し

3 貸切バス等を利用の場合

バス借上費用（有料道路料金を含む）

- ・提出書類
- 30,001円以上100,000円以下の場合：依頼する業者の見積書
- 100,001円以上の場合：2者以上の見積書